

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 3 月 7 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600697号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600057号

### 第1 結論

昭和53年\*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年\*月から昭和57年3月まで

当時、A市にある私が住んでいた地区では、近所の家23件で納税組合を作り、国民年金保険料を毎月集金し信用金庫に納付していた。私の父が、その納税組合の組合長を30年以上務めていたので、私が20歳になった昭和53年\*月に国民年金の加入手続を行ってくれた。その納税組合を通して、ずっと国民年金保険料を納付していたのに、請求期間が未納となっているのはおかしい。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、「父が納税組合の組合長を務めていたので、私が20歳になった昭和53年\*月に国民年金の加入手続を行ってくれ、その納税組合を通して、ずっと国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、地区の納税組合長であり請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身は国民年金の加入手続に直接関与していないことから、その状況が不明である。

また、国民年金は住民票のある市町村で加入し、国民年金保険料はその市町村で現年度納付することになっているところ、請求者の住民票によると、昭和54年2月4日以前について、請求者の住所がA市ではなかったことから、請求者が同日以前にA市において国民年金に加入し、A市にある納税組合の集金で保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年4月頃に払い出されたものであることから、この時に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、20歳到達時(昭和53年\*月\*日)まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであり、当該払出時点では、請求期間のうち昭和53年\*月から昭和54年12月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

加えて、請求者は、「納税組合による集金以外の方法で国民年金保険料を納付したことはな

い。」と陳述しており、前述の国民年金手帳記号番号の払出時点において、請求期間のうち昭和 55 年 1 月から昭和 56 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付、昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの保険料は現年度納付となるところ、A 市は、「納税組合等の国民年金保険料納付組織では、過年度保険料を取り扱うことができなかった。また、納税組合等の集金による保険料納付では、滞納とならないよう納期限までに確実に納付されており、昭和 56 年度の保険料についても、納期限である昭和 57 年 3 月 31 日までには納付が完了しており、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 4 月に集金が行われることはなかった。」旨回答していることから、請求者が主張する納税組合の集金による方法では、昭和 55 年 1 月から昭和 57 年 3 月までの保険料は納付できなかったと考えられる。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。